

(仮称)熊本市防災基本条例推進委員会について(案)

- 1 目的 令和 4 年 10 月 1 日に施行された熊本市防災基本条例に基づき、本市の防災施策の推進を図るため、有識者等による意見交換を行う。
- 2 位置づけ 懇談会として位置付け
(※熊本市防災基本条例検討委員会は熊本市附属機関設置条例に基づく審議会として位置付け)
- 3 開催時期 令和 5 年 7 月以降の設立後、年1～2回の開催を想定
- 4 構成 委員案については、新たに選定の上、委嘱を行う。
- 5 意見交換内容 ①熊本市防災基本条例に定める各条項に基づく防災施策の推進に関すること
 ②その他、市の防災施策全般に関すること